附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百五十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分二厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(133)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(132)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
(1)～(25)　(略)	(1)～(25)　(略)
(26)　ローソニア・イントラセルラリス感染症生ワクチン（シード）（削る）	(26)～(51)　(略)
(27)～(52)　(略)	(52)　豚増殖性腸炎生ワクチン（シード）（新設）
(53)～(74)　(略)	(53)～(74)　(略)
(75)　豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）混合ワクチン（シード）	(75)～(184)　(略)
(76)～(185)　(略)	

○農林水産省告示第千四百五十九号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年九月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。